

一般財団法人長野県建築住宅センター 住宅性能証明業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この業務規程は、平成28年4月1日付け国土交通省住宅局住宅企画官通知（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成27年度税制改正について）に基づき、一般財団法人長野県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋（以下「質の高い住宅」という。）に係る贈与税非課税限度額加算の確定申告に必要な住宅性能証明書（以下「住宅性能証明書」という。）の発行に関する業務（以下「証明業務」という。）について必要な事項を定める。

(証明業務の実施方針)

第2条 センターは、租税特別措置法、国土交通省の関係告示及び通知等によるほか、本規程に基づき、証明業務を公正、中立の立場で厳正かつ適正に実施する。

(用語の定義)

第3条 この業務規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 質の高い住宅 平成28年国土交通省告示第595号による改正後の平成24年国土交通省告示第389号の基準
- (2) 住宅性能証明書 平成28年国土交通省告示第596号による改正後の平成24年国土交通省告示第390号別表に規定する書式により証する書類

(証明業務を行う時間及び休日)

第4条 証明業務を行う時間は、次に掲げる休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとし、その間正午から1時間の休憩時間をおくものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(証明業務を行う住宅の種類、事務所の所在地及び業務区域)

第5条 証明業務を行う住宅は1戸建ての住宅とする（併用住宅を含む）。

- 2 証明業務を行う事務所の所在地は、長野県長野市大字鶴賀緑町1605番地14とする。
- 3 業務区域は、長野県全域とする。

(証明対象住宅)

第6条 センターが証明業務を行う住宅（以下「証明対象住宅」という。）は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する新築住宅については次の1号に、大規模な地震に対する安全性を有する新築住宅については第2号に、高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する新築住宅については第3号に該当するものとする。ただし、贈与税非課税措置の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）の要件等（床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるもの）に該当しない住宅を除く。

- 一 建築基準法に基づく建築主事又はセンター（センター以外の指定確認検査機関を原則として除く。以下「センター等」という。）の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの新築住宅であって、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）の等級5以上かつ第5の5の5-2（3）の等級6以上の基準（以下「断熱・一次エネ証明基準（新築住宅）」という。）に適合するもの
- 二 建築基準法に基づくセンター等の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの新築住宅であって、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1の1-1（3）の等級2以上の基準又は評価方法基準第5の1の1-3（3）の免震建築物の基準（以下「耐震証明基準（新築住宅）」という。）に適合するもの
- 三 建築基準法に基づくセンター等の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの新築住宅であって、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9の9-1（3）の等級3以上の基準（以下「高齢者等証明基準（新築住宅）」という。）に適合するもの

第2章 住宅の新築及び新築住宅の取得

(住宅性能証明の申請)

第7条 住宅性能証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその手続きについて一切の権限を申請者から委任された者（以下「代理人」という。）は、次の書類（以下「申請図書」という。）を正副2部提出しなければならない。

- 一 断熱・一次エネ証明基準（新築住宅）に係る新築住宅の住宅性能証明申請の場合
 - (1) 住宅性能証明申請書
 - (2) 委任状（代理人の場合） 書式自由
 - (3) 設計内容説明書（断熱・一次エネ：第3-1号様式）
 - (4) 添付図書 案内図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図（4面）、断面図（2面）、矩計図、基礎伏図、各部詳細図、各種計算書、建具表、断熱材・窓の性能等のカタログ等の写し
 - (5) その他断熱・一次エネ性能の確認に必要な設計図書又は資料等
- 二 耐震証明基準（新築住宅）に係る新築住宅の住宅性能証明申請の場合
 - (1) 住宅性能証明申請書
 - (2) 委任状（代理人の場合） 書式自由
 - (3) 設計内容説明書（耐震：3-2号様式）

- (4) 添付図書 案内図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図（4面）、断面図（2面）、矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図、各種計算書
- (5) その他耐震性能の確認に必要な設計図書又は資料等

三 高齢者等証明基準（新築住宅）に係る新築住宅の住宅性能証明申請の場合

- (1) 住宅性能証明申請書
- (2) 委任状（代理人の場合） 書式自由
- (3) 設計内容説明書（高齢者等：第3-3号様式）
- (4) 添付図書 案内図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図（4面）、断面図（2面）、矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図
- (5) その他高齢者等性能の確認に必要な設計図書又は資料等

（住宅性能証明の申請時期及び事前相談）

第8条 前条の住宅性能証明の申請は、施工段階での現場審査を行うため、断熱・一次エネ証明基準（新築住宅）に係る住宅性能証明の申請にあつては、原則として、下地張り直前の工事施工段階の2週間前までに行わなければならない。

2 耐震証明基準（新築住宅）に係る住宅性能証明の申請にあつては、原則として、基礎配筋工事完了の2週間前までに行わなければならない。

3 高齢者等証明基準（新築住宅）に係る住宅性能証明の申請にあつては、原則として下地張り直前の工事施工段階の2週間前までに行わなければならない。

4 申請者（代理人を含む。以下同じ）は、住宅性能証明の申請に先立ち、申請予定の住宅の計画が、断熱・一次エネ証明基準（新築住宅）、耐震証明基準（新築住宅）又は高齢者等証明基準（新築住宅）に適合しているかどうかについて、事前相談申込書により、事前相談を受けることができる。

5 センターは、前項の事前相談申込みがあつた場合は、適確かつ迅速に対応するものとする。

（申請の受理及び契約）

第9条 センターは、第7条の住宅性能証明の申請があつたときは、次の事項を確認し、支障がない場合は受理するものとする。

- (1) 証明対象住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるものであること
- (2) 証明対象住宅の所在地が、長野県内であること。
- (3) 申請図書に形式上の不備がないこと。
- (4) 申請図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (5) 申請図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、証明対象住宅について、工事施行中の場合にあつては、申請図書の概要審査及び申請者へのヒアリングを行い、その結果、断熱・一次エネ証明基準（新築住宅）、耐震証明基準（新築住宅）又は高齢者等証明基準（新築住宅）に適合する見込みがないと認めるときは、受理できない理由を説明し、申請者に申請図書を返却するものとする。

3 センターは、証明対象住宅が第1項第1号に該当しないとき又は証明対象住宅の所在地が第1項

第2号に該当しないときは、受理できない理由を説明し、申請者に申請図書を返却する。

- 4 センターは、第1項第3号から第5号の確認の結果、申請図書に補正すべき事項があるときは、補正を求めるものとし、申請者が、補正の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を説明し、申請者に申請図書を返却するものとする。
- 5 センターは、第1項により申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは、一般財団法人長野県建築住宅センター住宅性能証明業務約款（別記）（以下「約款」という。）に基づき契約を締結したものとみなす。

（申請図書の変更）

- 第10条 申請者が申請図書を変更するときは、センターにその旨及び変更の内容について通知するものとする。
- 2 センターが、前項の変更が大幅であるとき、構造計算方法の変更等及び高齢者等基準の等級の変更等により添付図書の再審査が必要であると認めるときは、申請者は、住宅性能証明申請書を取り下げ、別件として再度住宅性能証明を申請しなければならない。
 - 3 前項の申請は、第3条から前条までの規定を準用する。

（住宅性能証明申請書の記載事項の変更）

- 第11条 申請者は、第13条の図面審査の終了後において、第7条の住宅性能証明申請書の記載内容を変更する場合は、住宅性能証明申請書記載事項変更届を正副2部提出しなければならない。

（住宅性能証明申請の取下げ）

- 第12条 申請者は、第7条の住宅性能証明の申請又は変更申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取り下げ届をセンターに提出するものとする。
- 2 前項の場合は、センターは証明業務を中止し、申請図書を申請者に返却するものとする。

（図面審査）

- 第13条 センターは、住宅性能証明の申請を受理したときは、速やかに審査員に申請図書の審査を行わせるものとする。
- 2 審査員は、申請図書により断熱・一次エネ証明基準（新築住宅）、耐震証明基準（新築住宅）又は高齢者等証明基準（新築住宅）若しくは住宅性能評価の技術解説書等（以下「基準等」という。）に基づき審査するものとする。
 - 3 審査員は、必要があるときは、申請図書に関し申請者に説明を求めるものとし、申請図書の記載事項に疑義があり、また提出された申請図書のみでは基準等の適合性を判断することが困難であると認めた場合は、追加書類の提出又は申請図書の修正を求める等の必要な措置を行うものとする。
 - 4 設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る）、フラット35S設計検査通知書等（いずれも証明基準に適合している場合）を取得した住宅、又は住宅性能証明申請と併せてこれらを申請等する住宅（いずれもセンターに申請等の場合に限る）は、図面審査を省略できるものと

する。

- 5 図面審査の結果、補正すべき事項がある場合は補正事項を、補正事項がない場合はその旨を経過表等に記載し、申請者に速やかに通知しなければならない。

(現場審査)

第14条 申請者は、第3項の現場審査予定日の1週間前に、現場審査依頼書及び施工状況報告書(断熱・一次エネ)(第6-1号様式)又は、施工状況報告書(耐震)(第6-2号様式)又は施工状況報告書(高齢者等)(第6-3号様式)をセンターに提出し、現場審査日時を調整するものとする。ただし、やむを得ない事情により施工状況報告書を事前に提出できない場合は、現場審査時に提出できるものとする。

- 2 審査員は、目視、計測、見え隠れ部分の工事写真、出荷証明書等の施工関連図書、及び施工管理責任者又は現場立会者(以下「施工管理責任者等」という。)に対するヒアリング等により、申請図書に従った施工であることの信頼性を確認するものとする。

- 3 現場審査時期は、証明基準の区分に応じ次のとおりとする。

- (1) 断熱・一次エネ証明基準(新築住宅)に係る住宅性能証明申請の場合

下地張り直前の工事完了時及び竣工時とし、竣工時に次に掲げる書類等を併せて提出するものとする。

ア 建築基準法に基づく検査済証の写し

イ 建築士法に基づく工事監理報告書の写し

ウ 竣工写真(外部及び内部各2面)

エ 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上に係る材料及び施工が確認できる施工関連図書

- (2) 耐震証明基準(新築住宅)に係る住宅性能証明申請の場合

基礎配筋工事の完了時、躯体工事完了時及び竣工時とする。ただし、竣工時に次に掲げる書類等が提出された場合は、竣工時の現場審査を行ったものとみなす。

ア 建築基準法に基づく検査済証の写し

イ 建築士法に基づく工事監理報告書の写し

ウ 竣工写真(外部及び内部各2面)

- (3) 高齢者等証明基準(新築住宅)に係る住宅性能証明申請の場合

竣工時とし、次に掲げる書類等を併せて提出するものとする。

ア 建築基準法に基づく検査済証の写し

イ 建築士法に基づく工事監理報告書の写し

ウ 手すり下地等を設置した場合の工事写真等

エ 竣工写真(外部及び内部各2面)

- 4 施工管理責任者等は、円滑な現場審査に協力するとともに、施工関連図書を持参しなければならない。

- 5 現場審査の結果、申請図書と異なる施工が確認されたときは、審査員は、次のいずれかの措置を行わなければならない。この場合、審査員は、施工状況報告書に変更内容及び指摘事項を記録す

るものとする。

- 一 施工内容の修正を求める。
 - 二 基準等に適合していることが明らかな軽微な変更と認められる場合は、施工内容変更報告を求める。
 - 三 施工内容が前号に該当しない大幅な変更の場合は、住宅性能証明申請書の取下げ及び再申請を求める。
- 6 前項第1号の施工内容の修正を行う場合は、審査者は、再現場審査又は施工管理責任者等から提出された修正後の工事写真等により、施工内容の修正が基準等に適合しているかどうかを確認するものとする。
- 7 本規程の施行時において、住宅の施工工程が第3項の現場審査時期を過ぎて進捗している部分については、審査員は、施工状況報告書、小屋裏点検等からの断熱材、筋交い等の目視又は計測、施工関連図書等により確認するものとする。

(型式住宅部分等製造者認証取得住宅の現場審査)

- 第15条 断熱・一次エネ証明基準(新築住宅)を満たす型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅については、竣工時の現場審査時に提出される施工状況報告書及び工事監理報告書をもって、前条第3項第1号の下地張り直前の工事完了時の現場審査を行ったものとみなす。
- 2 耐震証明基準(新築住宅)を満たす型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅については、竣工時の現場審査時に提出される施工状況報告書及び工事監理報告書をもって、前条第3項第2号の躯体完了時の現場審査を行ったものとみなす。
- 3 高齢者等証明基準(新築住宅)を満たす型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅については、竣工時の現場審査時に提出される施工状況報告書及び工事監理報告書をもって、前条第3項第3号の竣工時の現場審査を行ったものとみなす。

(住宅性能証明書の発行)

- 第16条 センターは、第13条の図面審査の結果、証明対象住宅が証明基準(新築住宅)に適合すると認めるときは、「住宅性能証明申請の図面審査について」を申請者に発行するものとする。
- 2 センターは、第14条の現場審査の結果及び竣工時の現場審査を行ったものとみなす書類等が提出された場合、証明対象住宅が証明基準(新築住宅)に適合していると認めるときは、住宅性能証明書を申請図書の副本を添えて申請者に発行するものとする。
- 3 センターは、第13条の図面審査及び第14条の現場審査の結果、証明対象住宅が基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、住宅性能証明できない旨の通知書を申請者に交付するものとする。
- 4 第一項の住宅性能証明書の発行後に、家屋番号等の変更に関する第11条の住宅性能証明申請書記載事項変更届が提出されたときは、変更内容を審査のうえ支障がなければ、住宅性能証明書の変更発行ができるものとする。この場合、申請者は従前の住宅性能証明書を返却しなければならない。

第3章 証明業務料金等

(証明業務料金)

第17条 申請者は、別表に定める証明業務手数料を銀行振込により納入するものとする。ただし、特別の事情によりセンターが認めた場合、又は緊急を要する場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の振込に要する費用は、申請者の負担とする。

3 住宅性能証明の申請の取り下げその他の事由が生じた場合等の料金の取扱いについては、約款で定める。

(審査員)

第18条 センターは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に定める評価員（センターの職員以外に委嘱する評価員を除く。）に第13条及び第20条の図面審査並びに第14条及び第21条の現場審査を行わせるものとする。

(秘密保持義務)

第19条 センターは、センターの役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、証明業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(業務の公正の確保)

第20条 センターは、センターの役員又はその職員が、住宅性能証明の申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合は、当該住宅に係る証明業務を行わないものとする。

2 センターは、センターの役員又はその職員が、住宅性能証明の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る証明業務を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 前2項において、「役員又はその職員」は、過去2年間にセンターの役員又は職員であった者を含むものとする。

第4章 帳簿の作成及び保存

(帳簿の作成及び保存方法)

第21条 センターは、次に掲げる事項を記載した住宅性能証明業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し、事務所に備え付け、施錠のできる室またはロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、証明業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 代理人の氏名及び住所

- (3) 家屋番号
 - (4) 家屋の所在地
 - (5) 証明基準
 - (6) 家屋の構造、階数、床面積
 - (7) 申請を受けた年月日・受付番号
 - (8) 現場審査年月日
 - (9) 証明業務手数料金
 - (10) 審査員の氏名
 - (11) 証明書の種別
 - (12) 証明書の交付年月日
 - (13) 住宅性能証明できない旨の通知書の交付年月日
 - (14) その他必要な事項
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法により行うことができるものとする。
- 3 センターが、証明業務を設計住宅性能評価の業務と併せて行う場合は、第1項の記載事項のうちこれらの帳簿と重複した内容については、記載を省略することができるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第22条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項の帳簿 住宅性能証明業務の業務を廃止するまで
- (2) 申請図書及び証明書の写し 住宅性能証明書の交付を行った日の属する年度から5事業年度

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第23条 前条各号に掲げる文書の保存は、証明業務中にあつては事務所内において、証明業務終了後は事務所内の施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行うものとする。

- 2 前項の保存は、帳簿及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存により行うことができるものとする。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月29日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、住宅の新築又は新築住宅の取得において、令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けている場合又は令和 6 年 6 月 30 日以前に建築されたものである場合は、なお従前の例による。

この規程は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 証明業務手数料（第 17 条関係）

第 17 条に規定する証明業務手数料は、申請 1 件につき、次に掲げる額とする。

1 住宅性能証明書

（単位：円、税込）

住宅の区分	証明基準	料 金		
住宅の新築 又は新築住 宅の取得	断熱等性能 等級 5 以上 かつ一次エ ネルギー消 費量等級 6 以上	断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上が確認できる証明書等がある場合	単独	59,400
			他検査同時	50,600
		上記以外	単独	72,600
			他検査同時	63,800
	断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合		22,000	
	耐震等級 2 以上	耐震等級 2 以上又は免震建築物が確認できる証明書等がある場合	単独	59,400
			他検査同時	50,600
		上記以外	単独	83,600
			他検査同時	74,800
	耐震等級 2 以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合		27,500	
	高齢者等配 慮対策等級 3 以上	高齢者等配慮対策等級 3 以上が確認できる証明書等がある場合	単独	40,700
			他検査同時	31,900
上記以外		単独	64,900	
		他検査同時	56,100	
高齢者等配慮対策等級 3 以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合		27,500		

備考

- (1) 料金には、証明書発行に必要な現場審査を含む。（型式住宅部分等製造者認証を取得している場合を除く。）
- (2) 断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上、耐震等級 2 以上又は免震建築物、高齢者等配慮対策等級 3 以上が確認できる証明書等とは、一般財団法人長野県建築住宅センター（以下「センター」という。）が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、フラット 3 5 S 設計検査通知書、長期使用構造等である旨の確認書、その他センターが認めたもの（いずれも性能証明基準に適合している場合に限る。）をいう。
- (3) 単独とは、現場審査を単独で実施する場合をいう。
- (4) 他検査同時とは、センターが行う瑕疵保険の現場検査、適合証明の現場審査と同時に実施する場合をいう。

2 証明書再発行（税込）

1 通当たり 5,500 円

一般財団法人長野県建築住宅センター住宅性能証明業務約款

<p>(契約履行)</p> <p>第1条 申請者(以下「甲」という。)及び一般財団法人長野県建築住宅センター(以下「乙」という。)は、関係法令を遵守し、この約款及び「一般財団法人長野県建築住宅センター住宅性能証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「本契約」という。)を履行する。</p> <p>(甲の責務)</p> <p>第2条 甲は、国土交通省関係告示及び「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成27年度税制改正について」(平成27年4月1日、国土交通省住宅局住宅企画官通知)等に基づく贈与税非課税限度額加算の確定申告に必要な住宅性能証明を受けようとする場合は、業務規程に基づき申請図書を乙に提出しなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が申請図書のみでは住宅性能証明を行うことが困難であると認めて追加書類又は是正を請求した場合は、乙の住宅性能証明の遂行に必要な範囲内において、双方合意のうえ定めた期日までに遅滞なくかつ正確に住宅性能証明を行うに必要な追加書類の提出又は申請図書の修正その他必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 甲は、業務規程の別表に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の料金を第5条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。</p> <p>(乙の責務)</p> <p>第3条 乙は、租税特別措置法、国土交通省の関係告示及び通知等によるほか、業務規程に基づき、贈与税非課税措置にかかる住宅性能証明等に関する業務(以下「証明業務」という。)を公正、中立の立場で厳正かつ適正に実施しなければならない。</p> <p>(業務期日)</p> <p>第4条 乙の業務規程第13条の図面審査の期日は、引受承諾書の交付の日から21日を経過する日までとする。</p> <p>2 乙は、甲が第2条及び第7条第1項に定める責務を怠ったとき、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。</p> <p>3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。</p> <p>4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。</p> <p>(料金の支払期日)</p> <p>第5条 甲は、乙から引受承諾書を交付された場合は、この約款に基づき契約を締結したものとし、センターが認める場合を除き、前条第1項に定める業務期日とする。</p> <p>2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。</p> <p>(料金の支払方法)</p> <p>第6条 甲は、業務規程に定める証明業務手数料を、前条の支払期日までに、銀行振込により支払うものとする。</p> <p>2 前項の振込に要する費用は、申請者の負担とする。</p> <p>3 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。</p> <p>(変更申請等)</p> <p>第7条 甲は、証明書の発行前までに甲の都合により申請内容を変更する場合は、速やかに乙に通知しなければならない。</p> <p>2 甲は、業務規程第13条の図面審査終了後において、業務規程第7条の住宅性能証明申請書の記載内容を変更する場合は、乙に住宅性能証明申請書記載事項変更届を提出しなければならない。</p> <p>3 甲は、工事施工における変更が証明基準に適合していることが明らかでない軽微な変更と認められる場合は、乙に施工内容変更報告をしなければならない。</p> <p>4 乙が、変更が大幅なものと認める場合、若しくは添付図書の再審査が必要であると認めるときは、甲は、住宅性能証明申請書を取下げ、別件として再度住宅性能証明を申請しなければならない。</p>	<p>5 前項の場合においては、センターは、証明業務を中止し、申請図書を甲に返却するものとする。</p> <p>6 住宅性能証明の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知して本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、正当な理由なく、証明業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合</p> <p>(2) 乙が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知して本契約を解除することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときは乙に返還を請求することができる。</p> <p>4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。</p> <p>5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が支払われていないときは甲に支払を請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。</p> <p>6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(乙の解除権)</p> <p>第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 甲が本契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき</p> <p>(2) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に住宅性能証明書を交付することができないとき</p> <p>2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(乙の免責)</p> <p>第10条 乙は、証明業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。</p> <p>2 乙は、証明業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。</p> <p>3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な証明業務を行うことができなかった場合においては、証明業務の結果について責任を負わない。</p> <p>(所管行政庁への説明)</p> <p>第11条 乙が行う証明業務は、租税特別措置法、これに基づく命令及び関係告示並びにこれらに係る通達により行うものであるため、関係省庁等から説明を求められた場合には、証明業務の内容について、関係省庁等に説明することができるものとする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。</p> <p>(1) 既に公知の情報である場合</p> <p>(2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合</p> <p>(別途協議)</p> <p>第13条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。</p>
---	--

住宅性能証明業務引受承諾書

申請者

様

一般財団法人長野県建築住宅センター

理事長

印

下記に係る申請について、一般財団法人長野県建築住宅センター住宅性能証明等業務規程に基づき引き受けることを承諾します。

記

1 申請の概要

家屋番号	
家屋の所在地	
証明基準	<input type="checkbox"/> 断熱かつ一次エネルギー証明基準 <input type="checkbox"/> 耐震証明基準 <input type="checkbox"/> 高齢者等証明基準
証明の区分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築又は取得
家屋の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅等
家屋の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木造以外
評価書等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
着工日又は着工予定日	年 月 日

2 引受年月日 年 月 日 (受付番号: -)

3 証明業務手数料 (消費税を含む)

円